

中心市街地地区復興まちづくり計画

中心市街地地区復興まちづくり検討会

■ 地区復興まちづくり検討会の経緯

10月7日（金）第1回地区復興まちづくりの会

- ・アンケートの報告
- ・検討会の立ち上げについて
- ・復興まちづくりの考え方・復興パターン案について
- ・復興まちづくりの手段・方法について
- ・意見交換



第1段階

- ・まちづくりの目標の決定

11月8日（火）第1回

地区復興まちづくり検討会

- ・まちづくりの目標の検討
- ・用地別の土地利用の検討



第2段階

- ・目標達成のための手段・方法の決定

12月7日（水）第2回

地区復興まちづくり検討会

- ・分野別の方針の検討
- ・手段・方法の検討



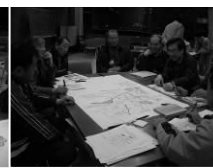
第3段階

- ・具体的な事業手法スケジュールの決定

1月10日（水）第3回

地区復興まちづくり検討会

- ・事業手法とスケジュールの検討
- ・計画（素案）のとりまとめ



地区復興まちづくり計画（素案）内覧会

1月20～23日 10～15時【10地区合同】市役所分庁舎

- ・地区復興まちづくり計画（素案）の掲示
- ・検討経緯の紹介と意見収集



第4段階

- ・地区復興まちづくり計画の決定

2月8日（水）第4回

地区復興まちづくり検討会

- ・計画案内覧会の報告
- ・地区復興まちづくり計画（案）の決定



2月21日（火）第2回地区復興まちづくりの会

- ・地区復興まちづくり計画の決定について
- ・今後の進め方
- ・意見交換



平成24年2月28日（火）市長に提言

■ 中心市街地地区復興まちづくり計画

1. 地区の現況

(1) 地区の特性

中心市街地は、宮古市の顔として宮古駅を中心に商業機能、行政機能等の集積が図られてきました。また、東西の交通軸である国道106号と南北の軸である国道45号が結節し、JR山田線と三陸鉄道北リアス線が結節するなど、交通の要衝となっています。

まちなかを流れる山口川は、過去に度々洪水被害をもたらしていたため、昭和13年に切り替え工事、昭和29年に蓋かけ工事がなされましたが、現在でも大雨の際には水があふれるなどの問題を抱えています。

●被災地区を含む行政区における年齢別人口構成

H22	宮古市		中心市街地	
	人数	割合	人数	割合
0～9歳	4,474	7.5%	350	6.8%
10～19歳	5,259	8.9%	327	6.4%
20～29歳	4,298	7.2%	419	8.2%
30～39歳	6,338	10.7%	626	12.2%
40～49歳	6,999	11.8%	554	10.8%
50～59歳	8,507	14.3%	751	14.6%
60～69歳	9,614	16.2%	858	16.7%
70歳以上	13,896	23.4%	1,243	24.2%
総計	59,385	100.0%	5,128	100.0%

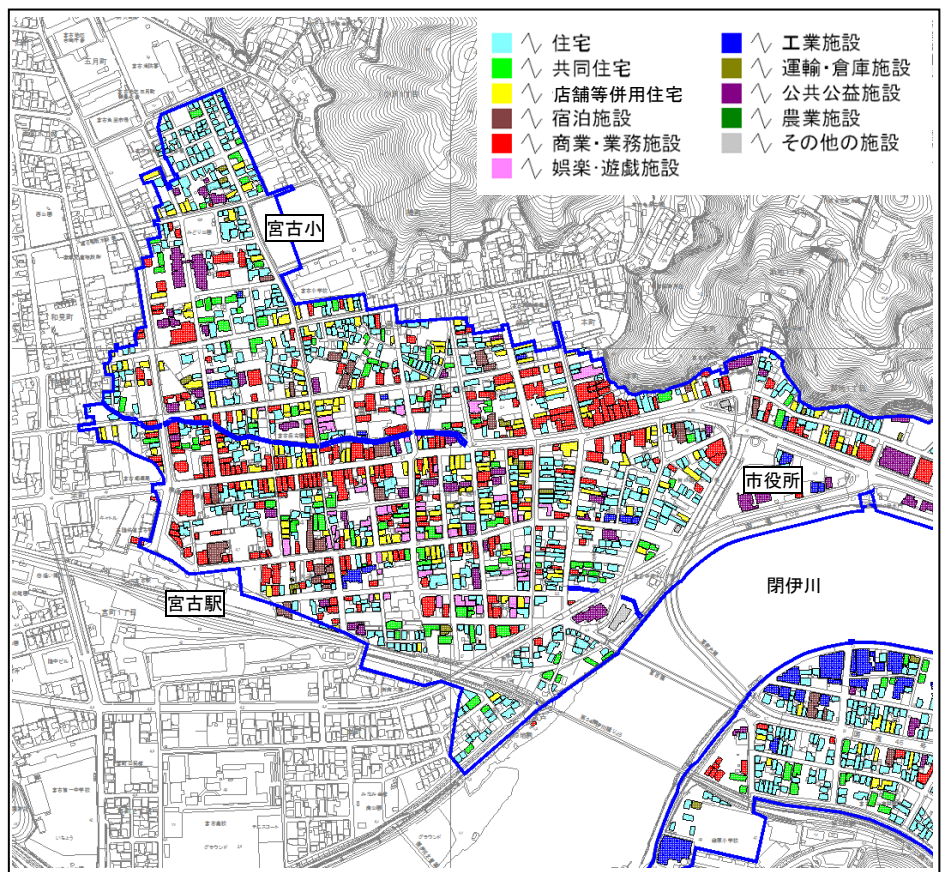
※国勢調査（平成22年度）より

(2) 震災前の状況

国勢調査(平成22年度)によれば、中心市街地の人口構成は、市の平均に比べて20歳未満の割合が低く、20～40歳代の割合が高くなっています。

末広町商店街、中央通商店街を中心に商業・業務施設をはじめ、併用住宅や娯楽・遊戯施設などが多く立地し、その外縁部には共同住宅も数多く立地しています。市役所、宮古郵便局、宮古消防署、岩手県宮古地区合同庁舎をはじめ公共公益施設も多く立地しており、宮古の顔としての機能を有しています。

●震災前の建物用途の状況



※被災現況調査(国土交通省)より

(3) 地区の位置づけ

平成 15 年度に策定された宮古市都市計画マスタープラン地域別構想において、中心市街地については次のとおり記載されています。

- キャッチフレーズ：みやこまち
- 地域の将来像
 - ・将来にわたって宮古の「かお」であり、明るい街並みを創出しながら当市の中心商店街として発展します。外縁部は、住環境が維持・保全された住宅地が形成されます。
- まちづくりの方向【土地利用】
 - ・中心部は商業活性化を支える土地利用を図ります。
 - ・国道 106 号沿道は、商業・業務系の利用増進を図ります。
 - ・外縁部の住宅地は住環境の保全を図り、新たな開発に対しては良好な住環境を確保するよう誘導します。
 - ・閉伊川の河川敷は市民のやすらぎの空間とします。

また、今回の震災を受けて平成 23 年 10 月に策定された宮古市東日本大震災復興計画（基本計画）では、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」の 3つを復興の柱として掲げており、本地区を含む宮古地域の復興まちづくりの方向性として、「防潮堤の整備や必要に応じた嵩上げ促進、背後地の高台活用など、安全安心な住宅地の整備」「漁港など産業関連基盤の計画的、段階的な事業展開」「避難タワーや避難ビルの設置、誰もが容易に避難することができる避難路、避難場所の見直し」「地域特性を活かしたコンパクトで快適なまちづくり」などが挙げられています。

(4) 被害の状況

3 月 11 日の東日本大震災の際は、河川堤防を越流した津波が市街地を襲い、広い範囲で被害を受けました。

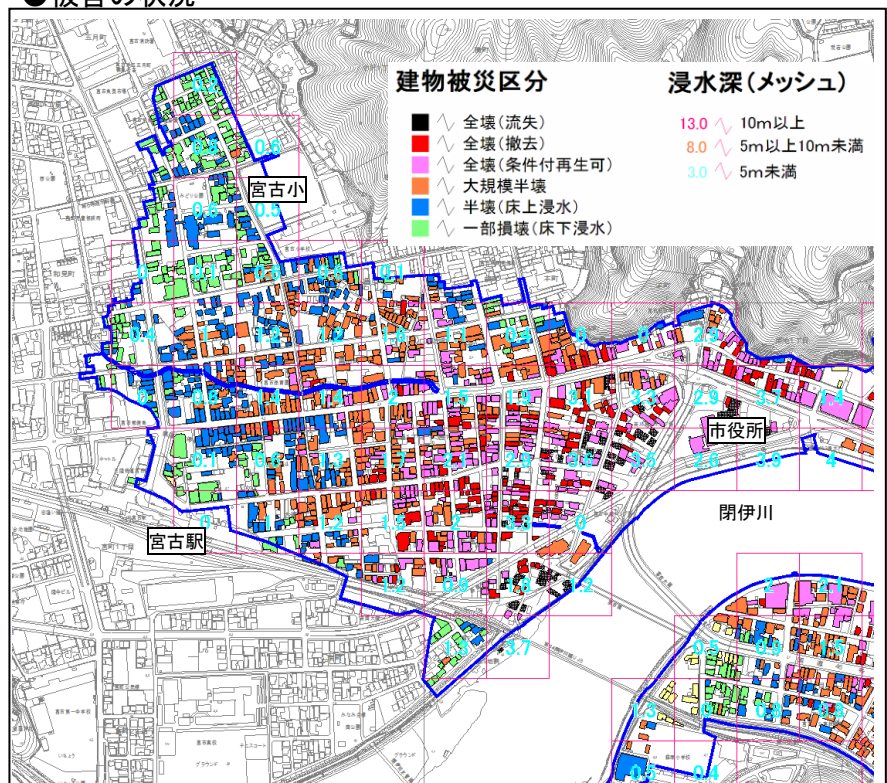
浸水面積は 48.4ha にわたり、浸水高は T.P. +3.3~5.2m となり、最大浸水深が 3.9m に達しました。

浸水区域内の建物は 1270 棟あり、その約 14%が流失または撤去となる被害を受けました。特に閉伊川に近い区域では、大きな被害となりました。

※T.P.：東京湾平均海水面



●被害の状況



2. 復興まちづくりの目標

中心市街地の検討会での意見、地区復興まちづくり便りに対する意見、市からの情報提供などを踏まえ、将来を見据えた復興まちづくりの目標を整理すると以下のとおりです。

(1) 地区復興まちづくりの目標

中心市街地の復興まちづくりの目標を次のとおりとします。

- ・活力と賑わいのあるまち
- ・ひとにやさしいまち
- ・若者や女性が参加できるまち
- ・防災を強化し安全・安心に暮らせるまち

・活力と賑わいのあるまち

宮古の「かお」として、商業の活性化、雇用の創出、まちなか居住、良好なまちなみの形成を推進し、活力と賑わいのあるまちを目指します。



・ひとにやさしいまち

今後の人口減少や更なる少子高齢化に対応したまちづくりを推進し、高齢者や子育て世代、障がい者など様々な人が安心して暮らせるまちを目指します。

また、集会所を設けるなど、コミュニティに配慮したまちづくりを進めます。



・若者や女性が参加できるまち

これからの宮古を担う若い世代や、女性がまちづくりに参加しやすい環境を整え、多くの意見が反映されるまちづくりを進めます。

・防災を強化し安全・安心に暮らせるまち

津波避難ビル、避難所・避難場所の整備、避難道路の確保など一体的な取り組みにより津波に強いまちづくりを進めます。

また、洪水被害など、津波以外の災害にも対応した安全・安心に暮らせるまちを目指します。

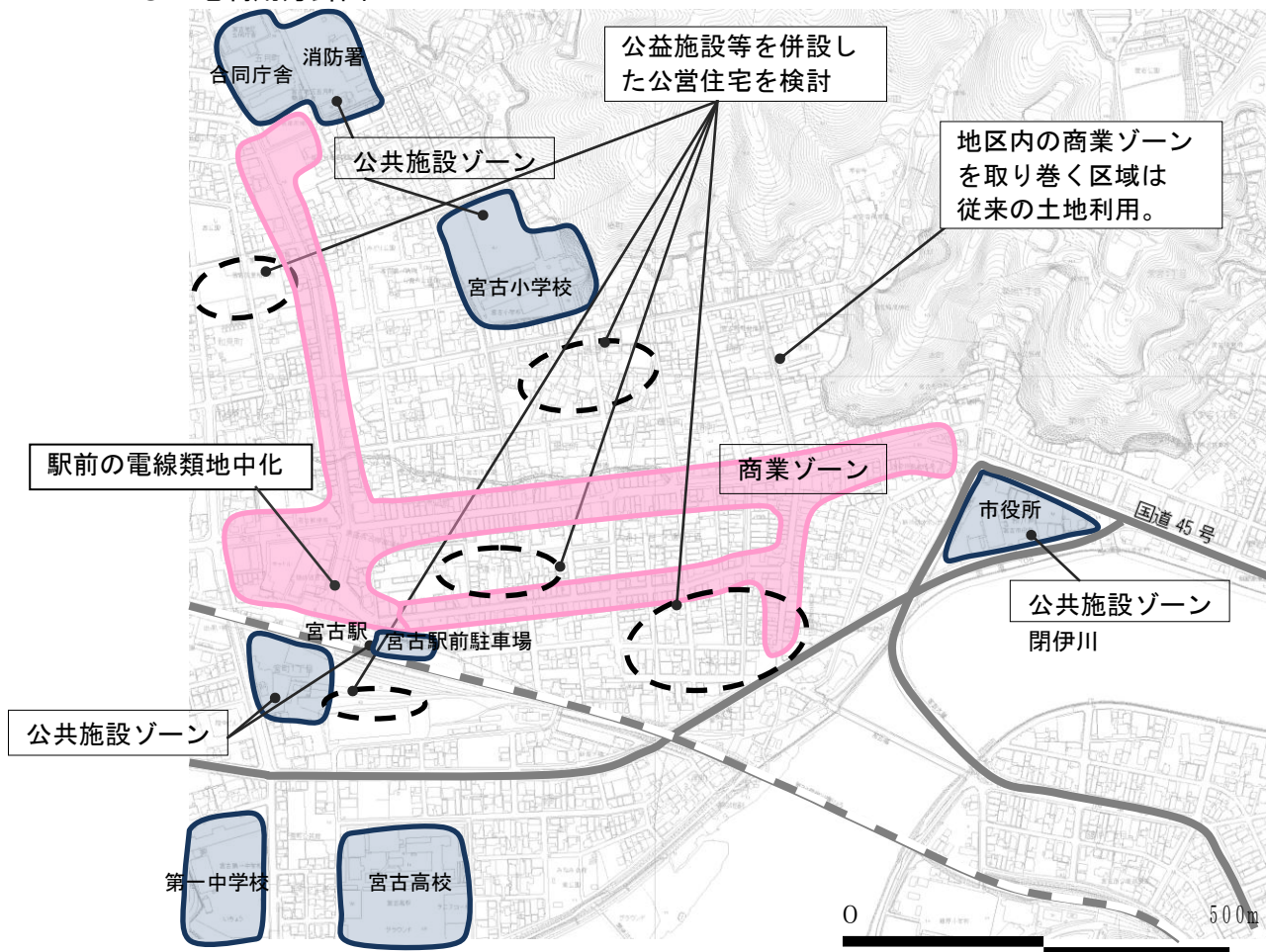
(2) 地区の復興まちづくりの方針

①土地利用の方針

地区の土地利用については、以下の考えをもとにゾーン配置と土地利用方針を設定します。

- ・東は中央通から末広町を抜けてキャトルまで、南は宮古駅前から魚菜市场、および向町と大通は商業ゾーンとし、商業の活性化を推進します。
- ・商店街の周辺部はこれまでの土地利用と同じく商業施設と住居が共存するゾーンとし、商業の活性化とともに居住環境の整備を進め、まちなか居住を推進します。
- ・宮古駅周辺に新たな公共用地を確保し、公共施設の集約などを検討します。

●土地利用方針図



●土地利用方針

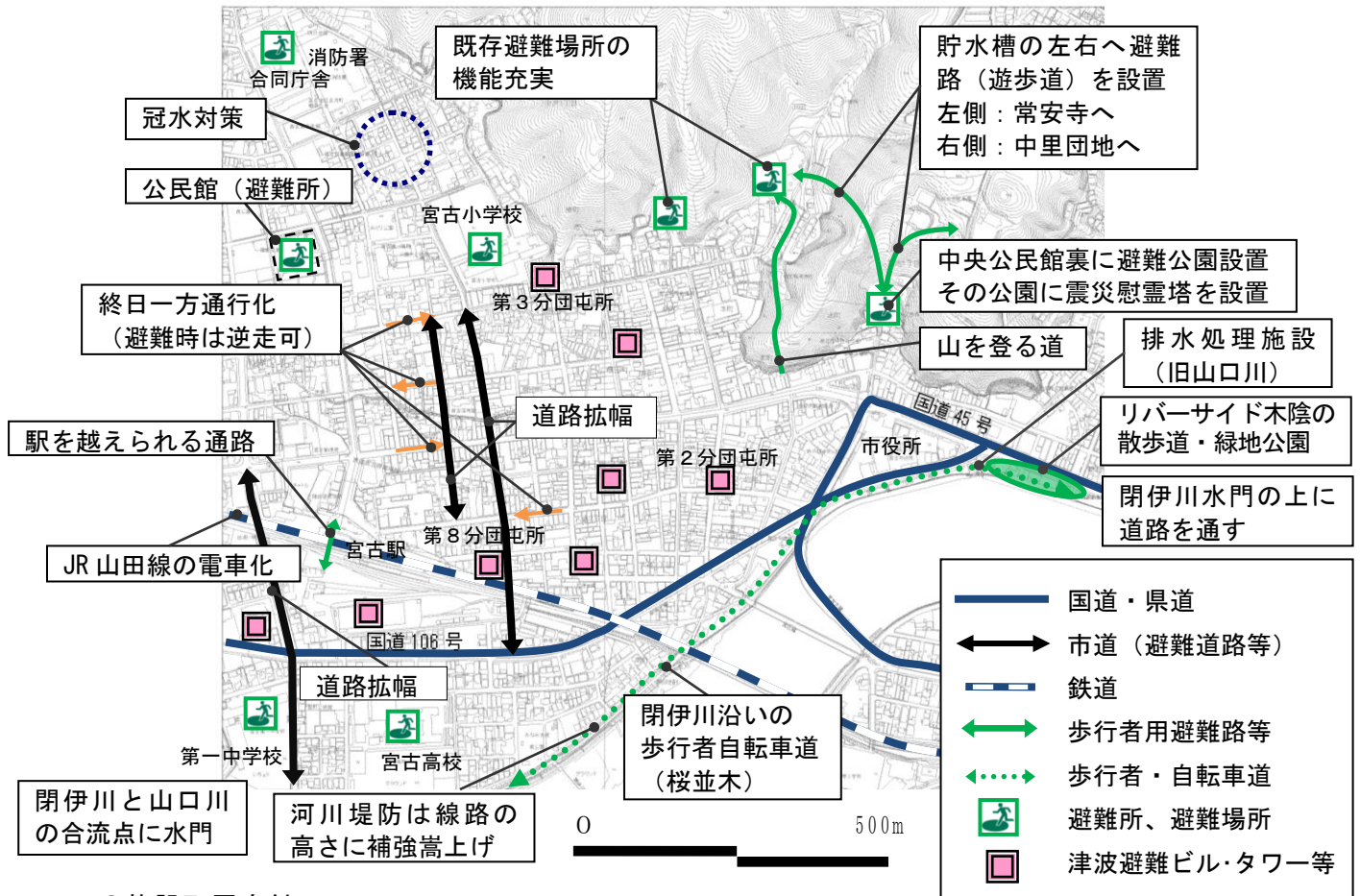
中央通～末広町、駅前～魚菜市场、向町大通	末広町は各店舗の建替えの際にセットバックを行うなど歩きやすい商店街づくり、集客施設整備などによる賑わいのある商業ゾーン。 ※住商併用建物などにより街なか居住人口の増加を図る。
上記以外の区域	商業・サービス施設や業務施設と住宅などが共存する商業・住宅ゾーンとして住宅の立地を支援・誘導する。
駐車場等の低未利用地	人口の集約を図るため、中心市街地付近に公営住宅を整備。宮古駅前駐車場、和見町など各地にある駐車場等の低未利用地の有効利用を検討。向町地区に津波に強い中高層の公営住宅を整備。
宮古駅南口	宮古駅南口の低未利用地等を活用した公共・公益施設を集約するゾーン。
公共施設ゾーン	公共施設については、安全性を考慮し再配置を検討。

②道路、防災等の施設配置の方針

道路、防災等については、次の基本的な考えをもとに施設配置方針を設定します。

- ・既存施設を活用した避難所・避難場所、避難ビルの整備により災害につよいまちづくりを進めます。
- ・南北方向の道路を整備することなどにより、迅速な避難を実現するとともに、日常交通の円滑化を図ります。

●施設配置方針図



●施設配置方針

南北方向道路・通路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古小学校脇から国道106号までの道路及び大越電機脇の道路を拡幅。八幡沖踏切はカーブを無くし直線化。道路は災害時に車両通行可能な8mを確保する。 ・渋滞解消のため第一中学校脇の道路を拡幅。駅正面から南側へ直接抜けられる道路を整備。 ・宮古駅を迂回せずに越えられる通路を整備。 ・電線類地中化（ソフト地中化）及び街路灯（ソーラー）などを整備。
避難道路、歩道橋などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館周辺から中里団地や、常安寺へ抜けられる避難道路を整備。 ・緊急時には本町の山へ登れるよう避難道路を整備。 ・安全・円滑に避難するため、歩道橋の整備を検討。 ・避難道路及び避難所周辺は電線類地中化（ソフト地中化）及び街路灯（ソーラー）などを整備。
交通規制の方針	東西の道路を終日一方通行とすることで交通の円滑化と歩行者空間の確保を検討。
避難所・避難場所の整備	基本的に学校等の公共施設を中心とした既存の避難所を活用。横町高台や常安寺高台など避難場所としての機能を充実。和見町に公民館を整備し避難所として活用。
散歩道・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・閉伊川の堤防の内側沿いに、歩行者・自転車道および緑地を整備。 ・地区内に緑を増やし、うるおいあるまちとする。
津波避難ビル・タワーの整備	今回被害の大きかった向町、大通付近に津波避難ビル・タワーを整備。展望台や病院など複数の機能を持たせ、普段も活用。各分団の屯所も避難ビルとしての機能を持たせ、防災拠点として活用。
排水施設等の整備	冠水地域の排水対策の検討。浸水歴のある山口川に関しては、排水対策を図った上で、川を活かしたまちづくりを検討。

3. 中心市街地地区復興まちづくり計画図

復興まちづくり方針に基づく計画図をまとめると次のとおりです。また、導入が想定できる事業区域や整備イメージも示します。

●避難場所整備事業



●公営住宅整備事業
(公益施設等の併設)

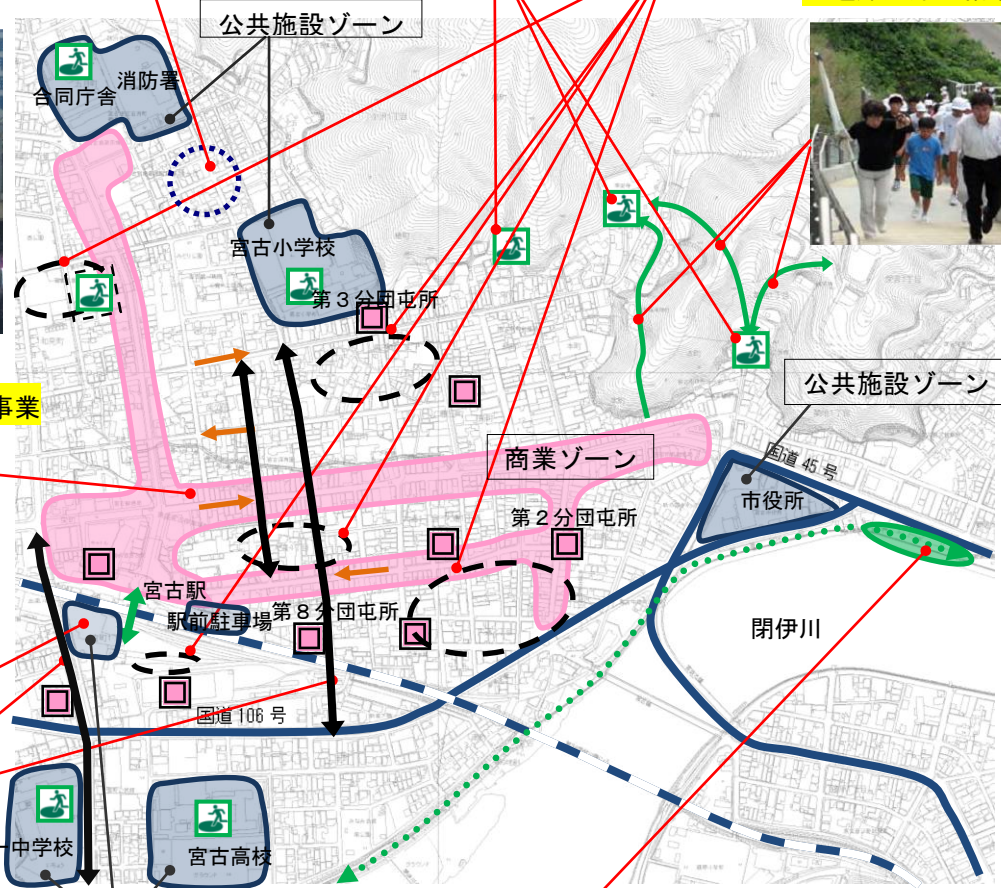


●中心市街地活性化事業

●商業施設・集客施設等
建設・共同化事業



●排水対策事業



●避難道路整備事業



●歩きやすい商店街整備事業



●宮古駅南口公共施設集約事業

●道路整備事業
(南北方向)



公共施設ゾーン

●歩行者・自転車道整備事業
(リバーサイド)



0 500m

- 国道・県道
- ↔ 市道（避難道路等）
- 鉄道
- ↔ 歩行者用避難路等
- ↔ 歩行者・自転車道
- 🚶 避難所、避難場所
- 🏢 津波避難ビル・タワー等

4. 導入事業およびスケジュール

導入事業およびスケジュールは以下のように計画します。

		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 以降
建物整備	公営住宅整備事業	調査・設計	事業着手							
	宮古駅南口公共施設集約事業	調査・設計・協議		事業着手（用地・公共施設整備）						
	商業施設・集客施設等建設・共同化事業	支援・助成制度等整備	民間による建設・整備等の実施							
道路・公園整備	道路整備事業（南北方向）	調査・設計・協議	事業着手（道路整備）							
	避難道路整備事業	調査・設計・協議	事業着手（道路整備）							
	避難場所整備事業	調査・設計・協議	事業着手（宅地造成、防災施設整備）							
	歩行者・自転車道整備事業（リバーサイド）	調査・設計・協議	事業着手（歩行者・自転車道整備）							
	歩きやすい商店街整備事業	調査・設計・協議	民間による建設・整備等の実施							
海岸・河川等整備	防潮堤・水門等整備事業	調査・設計・協議	事業着手							
	排水対策事業	調査・設計・協議		事業着手						
ソフト事業	まちづくりルールの検討	まちづくりルールの検討		まちづくりの実施						
	中心市街地活性化事業	活性化事業実施								
	避難誘導システム整備事業（サイン・防災無線・防災教育）	調査・設計・協議	工事		システム等運営					

※事業スケジュールについては、現時点の想定であり、今後の地権者や関係機関との協議によって変更することがあります。

※商業施設・集客施設等建設・共同化、歩きやすい商店街整備、まちづくりルールに基づくまちづくり、活性化事業については各権利者が実施するものです。

参考資料：復興まちづくりを検討する前提となる津波シミュレーションについて

●津波シミュレーションの条件

- ・県が決定した防潮堤（T.P. +10.4m）が整備されている
- ・東日本大震災が発生した当時の潮位（T.P. -0.46m）、および津波高
- ・東日本大震災による地盤が沈下した状態での地盤高（更なる地盤沈下は考慮しない）

